

1 分権型教育行政への転換及び推進について

- H26 年度、市長と教育委員の協議の結果、分権型教育行政への転換が打ち出される。
- H27 年度、総合教育会議（首長と教育委員会で構成）で決められた方針を実施していくうえで、学校や地域に身近な区においても、教育委員会事務局としての一定の権限と責任を分担することとなる。
- 大阪市教育振興基本計画（H29. 3 月改訂）において、分権型教育行政による計画の推進を掲げている。
教育行政の推進にあたっては、「ニア・イズ・ベター」に基づき、地域に身近な区が教育委員会とともに、保護者・区民等の声をくみ取りながら、施策を実施する分権型教育行政を進める。
- 分権型教育行政の仕組み
「保護者・区民等の参画のための会議」「区教育行政連絡会」等により保護者・地域住民などのニーズ等汲み取りながら施策を実施する。

2 西淀川区教育会議の設置について

- 西淀川区では、「区教育会議」を平成 28 年 2 月 1 日に設置し、教育の振興に係る施策及び事業等について、保護者及び地域住民、学識経験者等の意見を把握しこれを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見等を聴くため開催し、分権型教育行政を推進している。

※西淀川区では「区教育会議」とともに「区教育行政連絡会」「学校協議会会長の意見交換会」等においても、意見等を聞き、分権型教育行政を推進し、区内の教育環境の充実を図っている。

3 今後の教育会議について

- 現教育会議委員の任期 平成 30 年 1 月 満了。
- 平成 30 年度は、区の運営方針に分権型教育行政に関する内容、教育委員会予算の校長経営戦略支援予算（区担当教育次長枠）に関する内容等を盛り込むことになったため、区政会議において教育の振興に係る施策及び事業等について委員の意見等を求め、いろいろと議論などができる状況になる。
- 以上のことから、教育会議を廃止し、区政会議を活用する。
また、議題により、校長先生や学識経験者等にオブザーバー出席を求める。